

## 令和5年度第1回多良木町議会(5月会議)

招集年月日	令和5年5月11日					
招集の場所	多良木町議会議場					
議会日時及び 開閉宣告	開	議	令和5年5月11日			午前10時00分
	散	会	令和5年5月11日			午後2時39分
応招(不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議席番号	出欠	氏名	議席番号	出欠	氏名
	1(6)	○	宇佐 信行	6(5)	○	久保田 武治
	2(2)	○	坂口 幸法	7(7)	○	豊永 好人
	3(1)	○	林田 俊策	8(8)	○	猪原 清
	4(3)	○	魚住 憲一	9(9)	○	落合 健治
	5(4)	○	源嶋 たまみ	10(10)	○	前田 文
会議録署名議員	3番(1番)		林田 俊策	10番(10番)		前田 文
職務のため出席した者の職氏名	事務局長		浅川 英司	議事参事		山本 美和
説明のため出席した者の職氏名	職名		氏名	職名		氏名
	町長		吉瀬 浩一郎	生涯学習課長		黒木 庄一郎
	副町長		日田 雅仁	生涯学習課		
	教育長		佐藤 邦壽	住民ほけん課長		竹下 政孝
	会計管理者		木下 孝二	住民ほけん課		
	総務課長		岡本 雅博	福祉課長		新堀 英治
	総務課			福祉課		
	企画観光課長		林田 浩之	建設課長		林田 裕一
	企画観光課			建設課		
	危機管理防災課長		椎 葉 純	農林整備課長		水田 寛明
	危機管理防災課			農林整備課		
	税務課長		東 健一郎	産業振興課長		小林 昭洋
	農委事務局長		魚住 雅彦	産業振興課		

※議席番号の( )は、仮議席番号である。

## 会 議 に 付 し た 事 件

	仮議席の指定について 議長の選挙について 副議長の選挙について 議席の指定について
発議第1号	多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議について 常任委員会委員の選任について 議会運営委員会委員の選任について 議会広報調査対策特別委員会委員の選任について 球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出について 人吉球磨広域行政組合議会議員の選出について 上球磨消防組合議会議員の選出について
報告第1号	多良木町税条例の一部を改正する条例
報告第2号	多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
報告第3号	多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
報告第4号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第8号）
報告第5号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
報告第6号	令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
報告第7号	損害賠償の額を定めることについて
同意第1号	監査委員の選任について 多良木町議会議員の派遣について

## 開会及び開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○**議会事務局長（浅川英司君）** 事務局長の浅川です。

本会議は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員のうち、年長の久保田武治議員をご紹介します。

それでは久保田臨時議長は議長席にお着きを願います。

○**6 番（久保田武治君）** おはようございます。ただいまご紹介いただきました久保田武治でございます。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから令和 5 年度第 1 回多良木町議会（5 月会議）を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日は多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

ここで日程に入ります前に、町長からあいさつ並びに執行部の紹介をいたしたいとの申出がっておりますので、これを許可いたします。

町長吉瀬浩一郎君。

○**町長（吉瀬 浩一郎君）** 皆さんこんにちは。連休明けましたら、大変爽やかな初夏の風が吹いております。いよいよ新緑の季節となりました。

今日、10 人の議員の皆様おそろいです。議員の皆様におかれましては、本当に、今回、栄えある当選を勝ち取られまして、おめでとうございます。心よりお祝いを申し上げたいと思います。

これから議員の皆様とともに 4 年間、町のいろんな課題について一緒にご協力をしながらですね、まずは議員の皆様方のご指導を仰ぎながら、そして皆様方のお知恵をお借りしながら、執行部とともに一緒に多良木町の課題解決に向かって一緒に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は大変お世話になります。

○**6 番（久保田武治君）** 続きまして、副町長にお願いいたします。

○**副町長（日田雅仁君）** 3 月 16 日の議会でご同意をいただきまして、4 月 1 日に副町長のほうを拝命いたしました日田雅仁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大変微力ではございますけれども、皆様のご意見をしっかりと伺いながら、町長の補佐役としての職責を全力で果たしてまいりたいと考えております。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

○**6 番（久保田武治君）** 続きまして、教育長にお願いいたします。

○**教育長（佐藤邦壽君）** 皆さんおはようございます。この度は議員の皆様方、ご当選誠にありがとうございます。心よりお祝いを申し上げたいと思ひます。私、教育長の佐藤でございます。

ごあいさつをということでございますが、少しだけ述べさせていただきたいと思ひますけれども。先日の議会におきまして、教育長の再任をいただきまして、誠にありがとうございます。3 期目になりますけれども、少しだけ私の方針といいますか、それを述べさせていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

3 期目に当たりましては 7 項目掲げておりますけれども、まず 1 点目は生きる力の基とな

る学力のさらなる向上を図っていきたいと思います。それから2番目は国際化の進展に対応できる能力の育成。3点目は平和な世界を希求する人間の育成。4点目はIT社会の進展に対応した教育環境の整備。5点目は時代の変化に対応した生涯学習の充実。6点目は児童生徒の政治に関する興味関心の涵養と政治的教養の育成。最後7点目は子どもの虐待等を防止するための保護者の啓発。

以上、7項目を一つの方針としまして掲げました。これを実現のために具体的に行政施策を講じまして、頑張っていきたいと思いますので、議員の皆様方のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。以上です。

○6番(久保田武治君) ありがとうございます。

次に、総務課長ほか執行部職員の自己紹介のため、暫時休憩をいたします。

(午前10時06分休憩)

(午前10時08分開議)

○6番(久保田武治君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の紹介が終わりました。

次に、議員におかれましても簡単に自己紹介をお願いいたします。ただいま着席をされている1番議員から、順次自席にてお願いいたします。

○3番(林田俊策君) 林田でございます。よろしくお願いいたします。

○2番(坂口幸法君) おはようございます。坂口幸法でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○4番(魚住憲一君) おはようございます。魚住憲一です。よろしくお願いいたします。

○5番(源嶋たまみさん) おはようございます。源嶋たまみです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宇佐信行君) おはようございます。久米の宇佐信行でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番(豊永好人君) 皆さんおはようございます。豊永好人でございます。3期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番(猪原清君) おはようございます。猪原清と申します。よろしくお願いいたします。

○9番(落合健治君) おはようございます。落合健治と申します。皆さんよろしくお願いいたします。

○10番(前田文さん) おはようございます。初当選の前田文です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○6番(久保田武治君) ありがとうございます。

最後に私、久保田武治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 日程第1 「仮議席の指定について」

○6番(久保田武治君) それでは日程に従って、議事を進めてまいります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

お諮りします。

仮議席は、ただいま着席の議席にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○6番(久保田武治君) 異議なしと認めます。

それでは、ただいま着席の議席番号と氏名を事務局長が呼び上げます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは、ただいまの着席の議席番号と氏名を読み上げます。

1番林田俊策議員、2番坂口幸法議員、3番魚住憲一議員、4番源嶋たまみ議員、5番久保

田武治議員、6番宇佐信行議員、7番豊永好人議員、8番猪原清議員、9番落合健治議員、10番前田文議員。以上です。

○6番（久保田武治君） ただいま呼び上げました議席を仮議席として指定いたします。

## 日程第2 「議長の選挙について」

○6番（久保田武治君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○6番（久保田武治君） 異議なしと認めます。  
したがって、選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。  
（議場閉鎖）

○6番（久保田武治君） ただいまの出席議員は10名です。  
次に、立会い人を指名いたします。  
多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会い人に2番坂口幸法議員、7番豊永好人議員を指名いたします。  
念のため申し上げます。  
投票は単記無記名です。  
白票及び他事を記載したものは無効といたします。  
法定得票数は公職選挙法の規定により、有効投票数を定数の1で除した数の4分の1以上とされておりまして。  
それでは投票用紙を配ります。  
（投票用紙配付）

○6番（久保田武治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○6番（久保田武治君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。立会い人の立会いをお願いいたします。  
（投票箱点検）

○6番（久保田武治君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
念のため再度申し上げます。  
投票は単記無記名です。投票用紙に氏名1人のみを記入願います。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。  
ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、点呼いたします。  
1番林田俊策議員、2番坂口幸法議員、3番魚住憲一議員、4番源嶋たまみ議員、6番宇佐信行議員、7番豊永好人議員、8番猪原清議員、9番落合健治議員、10番前田文議員、5番久保田武治議員。

○6番（久保田武治君） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○6番（久保田武治君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。  
それでは開票を行いますので、2番坂口幸法議員、7番豊永好人議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

- 6番(久保田武治君) 開票事務が終了いたしましたので、選挙の結果を報告いたします。  
投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。  
有効投票のうち、1 番林田議員 3 票、6 番宇佐議員 6 票、5 番久保田議員 1 票。  
以上のとおりです。  
この選挙の法定得票数は 3 票です。  
したがって、6 番宇佐議員が議長に当選されました。  
ここで議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

- 6番(久保田武治君) ただいま議長に当選された 6 番宇佐議員が議長におられますので、多良木町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。  
議長に当選されました 6 番宇佐議員より就任に当たってのごあいさつをいただきたいと思  
います。  
6 番宇佐議員。

- 議長(宇佐信行君) ただいま議長に就任の告知を受けましたので、一言お礼の言葉を申し  
上げます。

この度、議長に就任することになりました宇佐でございます。身に余る光栄と感激いたし  
ますとともに、責任の重さを痛感しておるところでございます。

議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいります。

地方自治の本旨は、議会と執行部がともに切磋琢磨して、社会福祉を初めとした町民生活  
の向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えます。従いまして、町議会に  
おきましても、町長としっかりとした議論を重ね、町民のための施策を実践していくことが  
明日の多良木町の発展につながるものと確信をしているところでございます。

本町におきましても、依然として厳しい財政状況ではありますが、活力と魅力にあふれ、  
安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが町民の一致した願いであるということの認  
識に立ち、その負託に応えるべく、皆様とともに和敬静寂の精神で頑張ってまいり所存で  
ございます。

どうぞ今後とも、議員の皆様方の温かいご支援並びにご指導、ごべんたつを賜りますよう  
心からお願い申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いし  
ます。

- 6番(久保田武治君) それでは、宇佐議長は議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

- 議長(宇佐信行君) 改めまして議長の宇佐でございます。よろしくお願いいたします。

ここで追加日程データの配付のため、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 27 分休憩)

(午前 10 時 29 分開議)

- 議長(宇佐信行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日のこれからの会議は、配付いたしました追加議事日程表のとおり議事を進めてまいり  
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程表のとおり進めてまいります。

## 追加日程第1 「副議長の選挙について」

- 議長（宇佐信行君） それでは、追加日程第1、副議長の選挙を行います。  
お諮りします。  
選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。  
したがって、選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。  
（議場閉鎖）
- 議長（宇佐信行君） ただいまの出席議員は10名です。  
次に、立会い人を指名いたします。  
多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会い人に3番魚住憲一議員、8番猪原清議員を指名いたします。  
念のため申し上げます。  
投票は単記無記名です。  
白票及び他事を記載したものは無効といたします。  
法定得票数は公職選挙法の規定により、有効投票数を定数の1で除した数の4分の1以上とされています。  
それでは、投票用紙を配ります。  
（投票用紙配付）
- 議長（宇佐信行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（宇佐信行君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。立会い人の立会いをお願いいたします。  
（投票箱点検）
- 議長（宇佐信行君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
念のため再度申し上げます。  
投票は単記無記名です。投票用紙に氏名1人のみを記入願います。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。  
ただいまから点呼を命じます。事務局長。
- 議会事務局長（浅川英司君） それでは点呼いたします。  
1番林田俊策議員、2番坂口幸法議員、3番魚住憲一議員、4番源嶋たまみ議員、5番久保田武治議員、7番豊永好人議員、8番猪原清議員、9番落合健治議員、10番前田文議員、6番宇佐信行議員。
- 議長（宇佐信行君） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（宇佐信行君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。  
それでは開票を行います。3番魚住議員、8番猪原議員、開票の立会いをお願いいたします。  
（開票）
- 議長（宇佐信行君） 開票事務が終了しましたので、選挙の結果を報告いたします。  
投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票。  
有効投票のうち、2番坂口議員6票、4番源嶋議員4票。法定得票数3票。以上です。  
この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、2番坂口議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

**○議長(宇佐信行君)** ただいま副議長に当選されました2番坂口議員が議場におられます。

多良木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました2番坂口議員より、就任に当たってのごあいさつをいただきたいと思っております。

2番坂口議員。

**○2番(坂口幸法君)** ただいま副議長選挙におきまして、議員の皆様方のご支持をいただき、副議長の要職に就任をさせていただくことになりました坂口幸法でございます。

身余る光栄と感謝を申し上げますとともに、責任の重大さを痛感し、議長の足手まといになることはないのか、先輩、同僚議員のご期待に反するようなことにならないか、等々も心配しているところでございますが、宇佐議長をはじめ、議員皆様のご指導とご助言をいただきながら、名誉ある席を汚さずに、その職責を全うするよう最大の努力をいたしたいと念願している次第でございます。

この度、副議長選挙でお寄せくださいました温かいお力を、この任期中も継続いただき、さらにご指導とごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

## 追加日程第2 「議席の指定について」

**○議長(宇佐信行君)** これで副議長の選挙を終わります。

次に、追加日程第2、議席の指定を行います。

議席は多良木町議会会議規則第3条第1項の規定によって、議長において指定いたしますが、多良木町議会運営に関する申合せにより、1番議席は議長、2番議席は副議長とし、他の議席は抽選等により決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(宇佐信行君)** 異議なしと認めます。

ここで抽選などのため、暫時休憩いたします。

この後の会議は午後1時から始めます。

(午前10時42分休憩)

(午後01時00分開議)

**○議長(宇佐信行君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席の指定につきましては、配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

議席番号と議員の指名を事務局長に朗読させます。事務局長。

**○議会事務局長(浅川英司君)** それでは、朗読いたします。

1番宇佐信行議員、2番坂口幸法議員、3番林田俊策議員、4番魚住憲一議員、5番源嶋たまみ議員、6番久保田武治議員、7番豊永好人議員、8番猪原清議員、9番落合健治議員、10番前田文議員。以上です。

## 追加日程第3 「会議録署名議員の指名について」

**○議長(宇佐信行君)** 次に、追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第126条の規定により、3番林田俊策議員、10番前田文議員の両名を指名いたします。



追加日程第4 「発議第1号」 多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議について

○議長（宇佐信行君） 次に、追加日程第4、発議第1号、多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番坂口幸法議員。

○2番（坂口幸法君） 発議第1号、令和5年5月11日、多良木町議会議長 宇佐 信行 様。

提出者 議会議員 坂口 幸法。

賛成者 議会議員 前田 文。

賛成者 議会議員 林田 俊策。

賛成者 議会議員 豊永 好人。

賛成者 議会議員 猪原 清。

賛成者 議会議員 落合 健治。

多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり多良木町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由

多良木町議会基本条例第5条第1項及び第2項の主旨に鑑み、町民に対する議会活動等の情報発信源である議会広報の充実が図られるよう、本特別委員会を設置するものである。

多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり多良木町議会広報調査対策特別委員会を設置するものとする。

記、1、名称、多良木町議会広報調査対策特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び多良木町議会委員会条例第5条。

3、目的、議会広報の発行及び調査。

4、委員の定数、6人（各常任委員会から3人選出するものとする。）。

5、継続審査の申出、この特別委員会は、議会が本調査終了を議決するまで、継続して調査を行うものとする。

以上でございます。

○議長（宇佐信行君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、決議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、坂口幸法議員ほか5名から提出されました、発議第1号、多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議については、決議案のとおり可決されました。

- 追加日程第5 「常任委員会委員の選任について」  
追加日程第6 「議会運営委員会委員の選任について」  
追加日程第7 「議会広報調査対策特別委員会委員の選任について」

○議長（宇佐信行君） 次に、追加日程第5、常任委員会委員の選任について、追加日程第6、議会運営委員会委員の選任について及び追加日程第7、議会広報調査対策特別委員会委員の選任については関連がありますので、多良木町議会会議規則第36条の規定によって、一括議題といたします。

お諮りします。

追加日程第5、常任委員会の選任については、多良木町議会委員会条例第6条第2項の規定により、配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会委員に1番宇佐信行議員、4番魚住憲一議員、7番豊永好人議員、9番落合健治議員、10番前田文議員の5名を、厚生建設文教常任委員会委員に2番坂口幸法議員、3番林田俊策議員、5番源嶋たまみ議員、6番久保田武治議員、8番猪原清議員の5名を選任することに決定いたしました。

お諮りします。

ここで各常任委員会の委員長、副委員長の互選、議会運営委員会委員の選出及び議会広報調査対策特別委員会委員の選出を各常任委員会で行っていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、これから各常任委員会の委員長、副委員長の互選、議会運営委員会委員の選出及び議会広報調査対策特別委員会委員の選出を各常任委員会で行っていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後01時08分休憩）

（午後01時10分開議）

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、私の方から報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に7番豊永好人議員、副委員長に9番落合健治議員。

厚生建設文教常任委員会委員長に5番源嶋たまみ議員、副委員長に8番猪原清議員。

以上のとおり互選されましたので、報告をいたします。

#### 追加日程第6 「議会運営委員会委員の選任について」

○議長（宇佐信行君） 次に、追加日程第6、議会運営委員会の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、多良木町議会委員会条例第6条第2項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に5番源嶋たまみ議員、7番豊永好人議員、8番猪原清議員、9番落合健治議員、10番前田文議員の5名を選任することに決定いたしました。

## 追加日程第7 「議会広報調査対策特別委員会委員の選任について」

○議長（宇佐信行君） 次に、追加日程第7、議会広報調査対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報調査対策特別委員会委員の選任については、多良木町議会委員会条例第5条第3項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報調査対策特別委員会委員に2番坂口幸法議員、3番林田俊策議員、7番豊永好人議員、8番猪原清議員、9番落合健治議員、10番前田文議員の6名を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ここで議会運営委員会及び議会広報調査対策特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、これから議会運営委員会及び議会広報調査対策特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

（午後01時13分休憩）

（午後01時14分開議）

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会及び議会広報調査対策特別委員会の委員長、副委員長が互選されたので、私の方から報告をいたします。

議会運営委員会委員長に9番落合健治議員、副委員長に8番猪原清議員。

議会広報調査対策特別委員会委員長に2番坂口幸法議員、副委員長に10番前田文議員。

以上のとおり互選されたので、報告をいたします。

それではここで、各委員長より就任のごあいさつをいただきたいと思います。

まず初めに、総務産業常任委員会委員長7番豊永好人議員。

○7番（豊永好人君） 皆さんお世話になります。どうも。

それでは、総務産業常任委員長の就任あいさつをさせていただきます。一言ごあいさつ申し上げます。

この度、はからずも委員各位のご推挙により、総務産業常任委員長に就任することになりました。浅学非才な私をご支援くださった委員各位のご高配に対して厚く御礼申し上げます。

総務産業といいますと、私が議員になった当時、初めての総務産業常任委員会でした。その時の委員長が今、町長さんの吉瀬町長であります。4年間、たもとに汗をかき、その時の状況を鮮明に覚えています。

その中で、今、この農林業の所管する総務産業。ウクライナ戦争に端を発した原油高、飼料高騰、肥料高騰。それと農業の担い手不足といった様々な課題が山積しています。その中で、各委員現場主義で汗をかき、多良木町の町政の発展と農業振興の一躍を担えばと思っています。

どうかどうか最後最後で皆さん、各委員は現場主義で頑張っていきます。よろしく、よろしくお願いときます。

それと最後になりましたけども、委員の皆様方におかれましては、今後ともご支援、ご協力いただき、ご指導ごべんたつを賜りますようお願いを申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

**○議長（宇佐信行君）** 次に、厚生建設文教常任委員会委員長 5 番源嶋たまみ議員。

**○5 番（源嶋たまみさん）** 今回、厚生建設文教常任委員会において、委員長を承りました源嶋たまみです。

今まで議員になりましてずっと総務産業常任委員会でしたので、初めての委員会となり、委員長としての重責を非常に感じております。

先輩議員の皆様、また執行部の皆様とともにいろんな論議をしながら、しっかりした委員会活動をやっていきたいと思いますので、これからもごべんたつのほどよろしく願いいたします。

私のあいさつを終わります。

**○議長（宇佐信行君）** 次に、議会運営委員会委員長 9 番落合健治議員。

**○9 番（落合健治君）** それでは、議会運営委員会委員長を拝命いたしましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

不肖私落合が、皆様のご指名によりまして議会運営委員会委員長に就任することになりましたことは、大変光栄に存じますとともに、重責に身の引き締まる思いをいたしております。

議会運営委員会は、ほかの常任委員会や特別委員会とは異なった性格の委員会であります。だからといって責任がないかといえば、そうではありません。

議会運営の通り道に当たるだけに、議会としての機能を十分に果たすか、言論の府としての議会になり得るかは、議会運営委員会の責任に期するところが大きであると考えております。

議会という場合は、最後は数で決着をつける場であります。しかし、議会運営委員会は案件の可否を決する場ではなく、議会運営の方法、手段を論ずる場でありますので、話し合いは必ず一致点が見出せるものと確信しておりますので、数で決めるということは絶対に避けたいと考えております。

議会運営委員会で一致しない結論であれば、本議会においても納得されないし、協力も願えないだろうと存じますので、議会運営委員会で一致した結論を得るために、話し合いを重ねる中に、互譲の精神も当然求められます。

こうした考え方に基づいて、議会運営委員会を運営してまいりたいと考えておりますので、非才な委員長にご支援とご協力をくださるよう切にお願いをいたしまして、委員長の就任のあいさつといたします。よろしく願いします。これで終わります。

**○議長（宇佐信行君）** 次に、議会広報調査対策特別委員会委員長 2 番坂口幸法議員。

**○2 番（坂口幸法君）** この度、議会広報調査対策特別委員会の委員長を仰せつかりました坂口幸法でございます。

委員長の要職を十分果たすことができるか心配ではありますが、今までの議会経験を生かし、斬新な紙面づくりに努めてまいりたいと思っております。

議会広報は、私から申し上げるまでもなく、住民と議会を結ぶパイプとして重要な役割を持っております。議会を傍聴に来られない住民のため、議会審議の内容をつぶさにしかもより早くお知らせすることが、本特別委員会の使命であると思っております。

住民に読まれ、親しまれる広報づくりに一層努力してまいる所存であります。

委員各位には議論を深め、よりよい議会広報づくりとご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のあいさつとさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

追加日程第 8 「球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出について」

追加日程第 9 「人吉球磨広域行政組合議会議員の選出について」

追加日程第 10 「上球磨消防組合議会議員の選出について」

○議長（宇佐信行君） 以上で、各委員長からの就任あいさつを終わります。

次に、追加日程第 8、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出について、追加日程第 9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選出について及び追加日程第 10、上球磨消防組合議会議員の選出については関連がありますので、多良木町議会会議規則第 36 条の規定によって、一括議題といたします。

お諮りします。

追加日程第 8 から追加日程第 10 までの議員の選出の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 8 から追加日程第 10 までの議員の選出の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加日程第 8 から追加日程第 10 までの指名方法については、議長が指名することにしたと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

追加日程第 8 「球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出について」

○議長（宇佐信行君） それでは、追加日程第 8、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出については、3 番林田俊策議員、4 番魚住憲一議員、6 番久保田武治議員、8 番猪原清議員、10 番前田文議員の 5 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しましたとおり選出することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 8、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出については、ただいま指名いたしましたとおり選出することに決定いたしました。

追加日程第 9 「人吉球磨広域行政組合議会議員の選出について」

○議長（宇佐信行君） それでは、追加日程第 9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選出については、2 番坂口幸法議員、5 番源嶋たまみ議員の 2 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名したとおり選出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選出については、ただいま指名しましたとおり選出することに決定いたしました。

## 追加日程第 10 「上球磨消防組合議会議員の選出について」

○議長（宇佐信行君） それでは、追加日程第 10、上球磨消防組合議会議員の選出については、7 番豊永好人議員、9 番落合健治議員の 2 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名したとおり選出することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 10、上球磨消防組合議会議員の選出については、ただいま指名いたしましたとおり選出することに決定いたしました。

以上で、一部事務組合議員の選出を終わります。

次に、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から、令和 5 年度第 1 回多良木町議会（5 月会議）の提案理由をご説明いたします。

今回審議をお願いいたします案件は、地方自治法第 180 条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分を行いました多良木町税条例の一部改正ほか、条例改正が 3 件でございます。

それから令和 4 年度の補正予算といたしまして、一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、後期高齢者医療特別会計補正予算の 3 件です。

それから損害賠償の額を定めることについてが 1 件でございます。以上合わせて 7 件でございます。

それから人事案件といたしまして、監査委員の選任同意が 1 件ございます。

以上、全部で 8 件についてご審議をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明いたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、追加日程第 11、報告第 1 号から、追加日程第 17、報告第 7 号まで、専決処分の報告を行います。

## 追加日程第 11 「報告第 1 号」 多良木町税条例の一部を改正する条例

○議長（宇佐信行君） それでは、追加日程第 11、報告第 1 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。東税務課長。

○税務課長（東健一郎君） それでは、報告第 1 号についてご説明申し上げます。

専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分書の写しを付けております。専決処分第 3 号、1、専決処分した事件、多良木町税条例の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、令和 5 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、原則として令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、多良木町税条例の一

部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 7 号の規定により専決処分したものでございます。

一部改正の内容につきましては、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。ページは 1 ページになります。

まず主な内容でございますが、令和 5 年度税制改正大綱に基づき地方税法等の改正が行われたことに伴い、多良木町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。なお、今回の条例改正は令和 5 年 4 月 1 日施行分についてのみ専決処分を実施したところでございます。

説明の方は新旧対照表に沿ってご説明いたします。なお、軽微な字句の整理、引用条項の改正部分は省略させていただきます。

まず第 46 条（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）第 1 項でございますが、施行規則様式の新設に伴い、又は第 5 号の 15 の 2 様式を加えたものでございます。

次の第 48 条（法人の町民税の申告納付）第 1 項及び第 5 項でございますが、施行規則様式の新設に伴い、又は第 22 号の 4 の 2 様式を加えたものでございます。

次に第 50 条（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）第 1 項でございますが、施行規則様式の新設に伴い、又は第 22 号の 4 の 2 様式を加えたものでございます。次の第 2 項は軽微な字句の整理のため、省略させていただきます。

次に第 98 条（たばこ税の申告納付の手続）第 1 項及び第 5 項でございます。施行規則様式の新設に伴い、又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式を加えたものでございます。

次に第 101 条（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）第 1 項でございます。施行規則様式の新設に伴い、又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式を加えたものでございます。

次に附則第 8 条（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）第 1 項でございますが、法律改正にあわせて適用期限を令和 9 年度まで延長したものでございます。これは特例措置の対象となる肉用牛の売却により得られた所得に対する町民税が免除される制度でございます。

次に附則第 10 条（読替規定）でございますが、これは引用条項の改正のため、省略させていただきます。

次に附則第 10 条の 2（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）第 3 項から第 25 項までですが、これは引用条項の改正のため、省略でございます。

次に第 27 項でございますが、法規定の新設にあわせて新設したものでございます。大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を 3 分の 1 と定める規定でございます。これは対象となる大規模修繕等は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日に行われたもので、翌年度に限り固定資産税額を 3 分の 1 減額するものでございます。

次に附則第 10 条の 3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）第 12 項でございます。法規定の新設にあわせて新設されたものでございます。大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定をいたしております。

次に第 13 項でございますが、引用条項の改正のため、省略いたします。また第 13 項と第 14 項は項番号の項ずれを修正いたしております。

次に附則第 10 条の 4（平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）第 2 項でございますが、法律改正にあわせて適用年度を令和 6 年度分まで延長したものでございます。特例の内容でございますが、熊本地震により住宅用地として使用できない状態であっても住宅用地とみなすものでございます。

次のページでございますが、附則第 10 条の 5（平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特

例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第2項でございますが、法律改正にあわせて適用年度を令和6年度分まで延長するものでございます。特例の内容は、平成30年7月豪雨により住宅用地として使用できない状態であっても住宅用地とみなすものでございます。

次に附則第10条の6(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第1項から第4項でございますが、これは法規定の新設にあわせて新設したものでございます。令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定いたしております。特例の内容につきましては、令和2年7月豪雨により住宅用地として使用できない状態であっても住宅用地とみなすものでございます。

次に附則第15条の2(軽自動車税の環境性能割の非課税)。これは法律改正にあわせて削除したものでございます。内容といいますかこれは臨時的軽減措置に係る規定を削除したものでございます。また第15条の2の2を第15条の2としたものでございます。

次に附則第15条の6(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第3項でございますが、法律改正にあわせて削除したものでございます。これは臨時的軽減措置に係る規定を削除したものであります。

次に附則第16条(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第1項から第4項まででございますが、法律改正にあわせて改正したものでございます。軽自動車税種別割のグリーン化特例、軽減でございますが、これにつきまして特例の期限を3年間、25%軽減の対象については2年間延長したものでございます。

次に附則第16条の2(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)。これにつきましては引用条項の改正のため、省略させていただきます。

次に附則第17条の2(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第1項、第2項につきましては、法律改正にあわせて適用期限を令和8年度まで延長したものでございます。内容につきましては、町民税所得割が長期譲渡所得2,000万円以下の部分につきまして、通常3%でございますが、これを2.4%にするものでございます。また2,000万円以上の場合は、通常の3%ということでございます。

最後に附則文でございますが、第1条施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

第2条につきましては、固定資産税に係る経過措置を規定いたしております。

次に第3条、軽自動車税に関する経過措置を規定いたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(宇佐信行君) 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 質疑なしと認めます。

これで報告第1号、多良木町税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

## 追加日程第12 「報告第2号」 多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

○議長(宇佐信行君) 次に、追加日程第12、報告第2号、多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。東税務課長。

○税務課長(東健一郎君) それでは報告第2号についてご説明いたします。

専決処分報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関



する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページでございますが、専決処分書の写しを付けております。専決処分第4号、1、専決処分した事件、多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴い、多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正し、同日から施行する必要があるため地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により専決処分したものでございます。

一部改正の内容につきましては、議案説明資料の方でご説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。資料の3ページになります。

主な内容でございますが、令和5年度税制改正大綱に基づき地方税法等の改正が行われたことによるもので、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額並びに軽減判定所得基準の見直しが行われたものでございます。これに伴いまして、本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

新旧対照表に沿ってご説明いたします。まず第1条関係でございますが、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。このうちの第2条（課税額）第3項でございますが、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額20万円を22万円に改正したものでございます。

次に第23条（国民健康保険税の減額）第1項でございますが、第2条と同様に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を賦課限度額20万円を22万円に改正したものでございます。第2号では国保税5割軽減の軽減判定所得基準28万5,000円を29万円に改正したものでございます。第3号では、国保税2割軽減の軽減判定所得基準52万円を53万5,000円に改正したものでございます。

次に第23条の2（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）第1項でございますが、これは第24条の2を第24条の2第1項とし、規定の整備を行ったものでございます。

次に第24条の2（特例対象被保険者等に係る申告）第2項でございますが、これはその他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）とし、対応する国民健康保険条例参考例の規定の書きぶりにあわせたものでございます。

次に第2条関係でございますが、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。附則第2項におきましては、第23条第1項を第23条に。同項を同項第1項とし、附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項でございますが、第23条第1項を第23条とし、対応する法令の書きぶりにあわせたものでございます。

最後に附則部分でございますが、第1項で施行期日でございますが、令和5年4月1日といたしております。

第2項では適用区分の部分でございますが、改正後の多良木町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてございます。

最後に参考として1番最後につけておりますが、今回、国保税の限度額につきまして、後期高齢者支援金等課税額が2万円アップして22万円ということでございまして、結果的に

合計額をお示ししておりますが、102 万円が 104 万円になったということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宇佐信行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これで報告第 2 号、多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の報告を終わります。

追加日程第 13 「報告第 3 号」 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（宇佐信行君） 次に、追加日程第 13、報告第 3 号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、報告第 3 号につきましてご説明申し上げます。ページは議案の 34 ページでございます。

報告第 3 号、専決処分報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分の写しを付けております。専決処分第 5 号、1、専決処分した事件、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、令和 5 年 3 月 31 日に、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 7 号の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明いたしますので、議案説明資料の 4 ページをお開きください。

主な内容でございますが、こども家庭庁法等の施行に伴い、厚生労働省の所管となっている事項が内閣府へ移管され、条例に引用する基準令が厚生労働省令から内閣府令となったことによる改正でございます。

新旧対照表でございます。まずは多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、第 1 条関係でございます。第 37 条（利用定員）改正前の同省令を同令に改正。

第 48 条（定員の遵守）を改正前の「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改正したものでございます。

いずれの条も内閣府令の標記に合わせて改正を行っております。

次に、多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第 2 条関係でございます。第 25 条（保育の内容）改正前の厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正しております。厚生労働省から内閣府に所管が移管されたことによります改正でございます。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日としております。以上で説明を終わります。

○議長（宇佐信行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これで報告第 3 号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

#### 追加日程第 14 「報告第 4 号」 令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（宇佐信行君） 次に、追加日程第 14、報告第 4 号、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

報告を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） それでは、報告第 4 号につきましてご説明をさせていただきます。議案の 40 ページをお願いいたします。

報告第 4 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分書の写しを添付しております。専決処分第 6 号、専決処分した事件、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定により専決処分をしたものでございます。

これからは、議案の説明資料を用いて説明をさせていただきます。資料の 5 ページをお願いいたします。

主な内容につきましてですが、年度末における議決済みの町債の借入れ、失礼いたしました議案の方にもう 1 回返っていただけますでしょうか。議案の 42 ページでございます。

専決処分第 6 号、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）。令和 4 年度多良木町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,884 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91 億 5,096 万 4,000 円とするものでございます。

地方債の補正といたしまして第 2 条に規定をしております。

これからは議案説明資料で説明をさせていただきます。資料の 5 ページをお願いいたします。

主な内容でございますが、年度末における議決済みの町債の借入額、地方交付税等の一般財源、国県支出金等の特定財源及び基金積立金等の増減に伴う歳入歳出予算の補正でございます。

第 2 表地方債補正につきましては、起債の目的 6、災害復旧事業債におきまして、限度額の補正前が 9,120 万、補正後が 7,950 万、1,170 万円の減額でございます。この内容につき

ましては、繰越金の決算見込みによる限度額の減ということでございます。

以下、事項別明細書の主なものを申し上げます。歳入でございますが、款の 2、項の 1、目の 1、地方揮発油譲与税 25 万 4,000 円の減。同じく項の 2、目の 1、自動車重量譲与税 272 万 6,000 円の減。同じく項の 3、目の 1、森林環境譲与税 212 万 7,000 円の減。

款の 3、項の 1、目の 1、利子割交付金で 25 万 8,000 円の減。

款の 4、項の 1、目の 1、配当割交付金 162 万 7,000 円の増。

款の 5、項の 1、目の 1、株式等譲渡所得割交付金 15 万 9,000 円の減。

款の 6、項の 1、目の 1、法人事業税交付金 672 万 5,000 円の増。

款の 8、項の 1、目の 1、環境性能割交付金 22 万円の減。

款の 10、項の 1、目の 1、地方交付税 2,254 万 1,000 円の増。

款の 11、項の 1、目の 1、交通安全対策特別交付金 18 万 6,000 円の減でございますが、それぞれの譲与税、交付金の交付額の確定に伴うものでございます。

次に款の 14、項の 2、目の 2、民生費国庫補助金で 142 万円の減。同じく目の 6、教育費国庫補助金で 1,286 万 1,000 円の減。各事業におけます国庫補助金の交付決定に伴うものでございます。

次に款の 15、項の 2、目の 2、民生費県補助金 181 万 1,000 円の減。各事業におけます県補助金の交付決定に伴うものでございます。

次に款の 17、項の 1、目の 2、指定寄附金 2,562 万円の減。多良木町ふるさと応援寄附金等の実績見込みによるものでございます。

款の 21、項の 1、目の 2、民生債 30 万円の減。同じく目の 3、衛生債 140 万円の増。同じく目の 4、農林水産業債 250 万円の増。同じく目の 5、土木債 260 万円の減。同じく目の 7、教育債 100 万円の減。同じく目の 8、災害復旧債で 1,170 万円の減でございますが、事業実績見込みによる過疎債の借入れの調整によるものでございます。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。款の 2、項の 1、目の 14、基金費で 675 万 2,000 円の減。同じく目の 18、ふるさと納税推進事業費で 1,593 万 3,000 円の減でございます。歳入にもありましたとおり、多良木町ふるさと応援寄附金の実績見込みによるものでございます。

次に款の 3、項の 1、目の 3、国民健康保険費 313 万 6,000 円の減。同じく目の 9、後期高齢者医療費で 132 万 6,000 円の減。支出額の確定に伴うものでございます。

款の 3、項の 2、目の 1、児童福祉総務費から款の 6、項の 1、目の 11、ほ場整備事業費まで及び款の 8、項の 1、目の 1、土木総務費から款の 11、項の 2、目の 1、公共土木施設災害復旧費まででございますけども、過疎債借入の調整等に伴う財源組替を行っております。

款の 6、項の 2、目の 7、森林環境譲与税事業費で 165 万 6,000 円の減となっておりますけども、森林環境譲与税の確定に伴うものでございます。

末尾に給与費明細書、それから地方債現在高調書を添付しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（宇佐信行君）** 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（宇佐信行君）** 質疑なしと認めます。

これで報告第 4 号、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）の報告を終わります。暫時休憩をとります。

（午後 02 時 02 分休憩）

（午後 02 時 11 分開議）

追加日程第 15 「報告第 5 号」 令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計  
(事業勘定) 補正予算 (第 3 号)

○議長 (宇佐信行君) 休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、追加日程第 15、報告第 5 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

報告を求めます。竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長 (竹下政孝君) それでは、議案の 64 ページをお開きください。報告第 5 号でございます。

専決処分の報告でございますが、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。専決処分書の写しでございます。専決処分第 7 号、1、専決処分した事件、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号)、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定により専決処分したものです。

次のページをお開きください。専決処分第 7 号、令和 4 年度多良木町の国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条で歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2,577 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 1,035 万 3,000 円とするものです。

これからは説明資料の方でご説明いたしますので、説明資料の 7 ページをお開きください。主な内容でございますが、県補助金の交付決定に伴う補正を行っております。

事項別明細書の主なものを説明申し上げます。まず歳入でございますが、款 3、項 1、目 1、保険給付費等交付金、節 1、普通交付金 1 億 3,121 万 8,000 円の減額。節 2、特別交付金 481 万 7,000 円の増額。これは県補助金の交付決定に伴う増減でございます。補正予算の予算額につきましては 8 億 8,054 万 9,000 円と、補正後の予算につきましては 8 億 8,054 万 9,000 円となります。

次に款 5、項 1、目 1、一般会計繰入金、節 4、職員給与費等繰入金につきましては 89 万 7,000 円の減額でございます。これは事務費繰入額の確定に伴う減額となります。

次に節 5、出産育児一時金等繰入金につきましては 224 万円の減額でございます。これは出産育児一時金になりますけれども、予算上 10 名分計上しておりましたけれども、実績が 2 名と確定したことに伴いまして減額するものでございます。

次に款 7、項 3、目 5、雑入。こちらにつきましては 382 万 6,000 円を増額しております。これは令和 3 年度診療報酬の精算分として、追加で交付されることに伴いまして増額するものでございます。

次に歳出でございます。款 2、項 1、目 1、一般被保険者療養給付費 9,715 万 9,000 円を減額しております。これは県補助金の交付決定に伴う減額となります。

次に款 2、項 2、目 1、一般被保険者高額療養費で 2,450 万円を減額しております。これも県補助金の交付決定に伴う減額となっております。

次に款 2、項 4、目 1、出産育児一時金でございますけれども、336 万円の減額でございます。歳入でも申し上げたとおり、実績が 2 名であったということでの減額となります。

次に款 6、項 2、目 1、特定健康診査事業費でございますけれども、57 万円を増額して。特定健診に係る委託料等の決算見込みに不足が生じたので、こちらは増額するものでござ

ございます。

次に款 8、項 1、目 6、その他償還金ですが、31 万 1,000 円を増額するものです。令和 2 年度熊本県国民健康保険給付費等交付金（特別交付金）でございますけれども、交付再確定に伴う返還金のためですね、補正というふうになります。

最後の款 8、項 2、目 1、直営診療施設勘定繰出金は 162 万 5,000 円の減額でございます。県補助金ですね、交付決定に伴う減額となっております。

以上で報告を終わります。

**○議長（宇佐信行君）** 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（宇佐信行君）** 質疑なしと認めます。

これで報告第 5 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）の報告を終わります。

### 追加日程第 16 「報告第 6 号」 令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 3 号）

**○議長（宇佐信行君）** 次に、追加日程第 16、報告第 6 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

報告を求めます。竹下住民ほけん課長。

**○住民ほけん課長（竹下政孝君）** それでは、議案の 77 ページをお開きください。報告第 6 号でございます。

専決処分の報告でございますが、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。専決処分書の写しでございます。専決処分第 8 号、1、専決処分した事件、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定により専決処分したものです。

次のページをお開きください。専決処分第 8 号、令和 4 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条で歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 592 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,127 万 6,000 円とするものでございます。

これからは説明資料の方で説明いたしますので、説明資料 8 ページをお開きください。

主な内容でございますけれども、保険料の決算見込み、それから繰入金の確定に伴う補正予算を行っております。

事項別明細書の主なものを説明申し上げます。まず歳入でございますが、款 1、項 1、目 1、特別徴収保険料で 594 万 3,000 円の減額でございます。これは決算見込みによる減額でございます。補正後の予算としましては 6,870 万円となっております。

次に款 1、項 1、目 2、普通徴収保険料は 445 万 5,000 円を増額しております。こちらですね、決算見込みによるこちらは増額でございます。補正予算後の予算としましては 3,813 万 4,000 円となっております。

次に款 3、項 1、目 1、事務費繰入金で 132 万 7,000 円の減額でございます。これは事務

費繰入額確定に伴う減額となっております。

次に款 5、項 4、目 1、後期高齢者医療連合受託事業収入 279 万 3,000 円の減額でございます。こちらです、決算見込みに伴う減額というふうになっております。

次に歳出でございます。款 1、項 1、目 1、一般管理費は 41 万 9,000 円の減額です。これは決算見込みによる不用額を減額するものでございます。

次に款 2、項 1、目 1、後期高齢者医療広域連合納付金は 148 万 7,000 円の減額でございます。保険料負担金の確定に伴う減額ということになります。

最後の款 3、項 1、目 1、健康診査費は 325 万 3,000 円の減額でございます。これにつきましては、各種委託料等の決算見込みによりです、不用額を減額するものでございます。

あと末尾に給与明細書を添付しております。

以上で報告終わります。

**○議長（宇佐信行君）** 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（宇佐信行君）** 質疑なしと認めます。

これで報告第 6 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の報告を終わります。

#### 追加日程第 17 「報告第 7 号」 損害賠償の額を定めることについて

**○議長（宇佐信行君）** 次に、追加日程第 17、報告第 7 号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

報告を求めます。竹下住民ほけん課長。

**○住民ほけん課長（竹下政孝君）** それでは、議案の 90 ページをお開きください。報告第 7 号でございます。

専決処分の報告でございますが、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。専決処分書の写しでございます。専決処分第 1 号、1、専決処分した事件、損害賠償の額を定めることについて、2、相手方、住所、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 377 番地、氏名、赤星カツ子、3、専決処分の理由、令和 4 年 11 月 25 日午後 3 時頃、多良木町民体育館での新型コロナウイルスワクチン接種後に相手方が送迎車両に乗り込もうとしたところ、バランスを崩し転倒したものの。

この自動車事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 2 号の規定により専決処分したものです。

4、損害賠償額、4 万 1,582 円。上記金額の内訳、医療費 2 万 3,590 円、通院交通費 792 円、慰謝料 1 万 7,200 円。

以上で報告を終わります。

**○議長（宇佐信行君）** 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

8 番猪原議員。

**○8 番（猪原 清君）** 専決した事件の再確認なんですが、この事故の概要と、医療費 2 万 3,500 円。このかかった内訳というか、どういう内容の医療、診療を受けられたのか、その辺の説明を求めます。

**○議長（宇佐信行君）** 竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） はい、お答えいたします。

まず事故の概要ということにつきましてご報告申し上げます。日時は先ほど申し上げたとおりでございますが、打撲、転倒に際しまして頭部、右肘、腰。あと擦り傷等があられたということでございます。

またどのような医療をというところでございますけれども、まず近くの、ご自宅の近くの医療機関を受診をされておられます。その後、郡内の脳神経外科のですね、開業医の先生のところを受診を2回されておられます。

そのようなですね、内容でなっております。

○議長（宇佐信行君） ほかに質疑はありませんか。

久保田議員。

○6番（久保田武治君） これ慰謝料が1万7,200円支払われておりますが、これの積算根拠っていいですか、その辺についてちょっとご説明いただけますか。

○議長（宇佐信行君） 竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） ご説明いたします。

今回、この積算の金額でございますけれども、全国町村会総合賠償補償保険というものに申請をさせていただきまして、その保険会社、あと当事者と協議していただいて、示談が成立してその金額になったというところで報告を受けております。以上です。

○議長（宇佐信行君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） これで質疑を終わります。

これで報告第7号、損害賠償の額を定めることについての報告を終わります。

ここで議案追加データ確認のため、暫時休憩をいたします。

（午後02時31分休憩）

（午後02時32分開議）

## 追加日程第18 「同意第1号」 監査委員の選任について

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、追加日程第18、同意第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、8番猪原清議員の退場を求めます。

（8番猪原清議員 退場）

○議長（宇佐信行君） 提出者の説明を求めます。町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第1号、監査委員の選任についてご説明をさせていただきます。

多良木町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。令和5年5月11日提出。

記、住所が熊本県球磨郡多良木町大字多良木2068番地1、氏名、猪原清さん、生年月日、昭和34年1月25日生まれでございます。

提案理由といたしましては、坂口幸法監査委員が令和5年4月30日をもって任期満了となったためでございます。

略歴につきましては、以下にご紹介いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。

この採決は、多良木町議会運営の申合せにより、起立表決によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、この採決は起立表決で行います。

念のため申し上げます。

賛成の方は起立を、起立されない方は反対とみなします。

それでは、同意第1号、監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宇佐信行君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

8番猪原清議員の入場を許可いたします。

（8番猪原清議員 入場）

#### 追加日程第19 多良木町議会議員の派遣について

○議長（宇佐信行君） 次に、追加日程第19、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、配付データのとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議員の派遣の場所、期日等について変更が生じた場合、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を

議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会といたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(宇佐信行君)** 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

#### 散会宣言

**○議長(宇佐信行君)** 令和5年度第1回多良木町議会(5月会議)を閉じます。

(午後02時39分散会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会臨時議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員